

第5次奥多摩町行政改革大綱



期間:令和2年4月1日～令和7年3月31日

第5次奥多摩町行政改革大綱の策定について

本町は、過疎化による少子高齢化が進行し、令和2年3月現在の高齢化率が50パーセントに達する中、町財政における自主財源である税収は、減少が続いており、厳しい財政状況となっております。

そのような状況ではありますが、町では継続して確実に行政改革を実施することにより、簡素で効率的な身の丈に合った行財政運営を進めてまいりました。

かつての第2次行政改革（平成17年度～21年度）及び第3次行政改革（平成22年度～26年度）の10か年間においては、新規採用者の見送りや、課・係の統廃合等により職員数をおよそ11パーセント削減しました。

しかし、その後は、地方分権や少子高齢化に伴う新たな事務事業の増加などが見込まれたことから、第4次行政改革（平成27年度～令和元年度）では、量（人員減）から質（更なる業務の改善）へ移行することとしました。

この間、財政関連として普通会計における公債費は、順調に債務残高を減らしており、町の貯金であります基金については、平成30年度末で約44億円の現在高となっております。

令和2年度にスタートする**第5次行政改革大綱では、引き続き量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみの改革」を継承し、更に行政改革を推進すると同時に、職員全員が知恵を絞り、住民皆様が求める行財政サービスの充実が図られるように取り組んでまいります。**

また、本格的な少子高齢化時代を迎え、人口減・高齢化により町税等の増収が厳しい見込みの中、社会保障費の増大や施設の老朽化に伴う更新費用等、新たな需要に対する歳出増が避けられない状況であります。

しかしながら、少子化・定住化対策の推進は、持続可能な地域社会の実現のために必要であり、同時に今後は、町内外からの多種多様なニーズに応えられるよう、他施策とのバランスを取りながら財政状況に応じて、更に効率的かつ効果的な施策を講じて、安全・安心な地域づくりを目指してまいります。

おわりに、第5次行政改革大綱は、第1次行政改革大綱から第4次行政改革大綱までの成果を踏まえ、会計年度任用職員を含めた限られた人員・財源の中で創意工夫し、住民皆様が求めている、あるいは必要としている事項を的確に把握し、これからの事務事業に反映するため、従来実施してきた施策について評価を行い、個々の事業については、町の長期総合計画に基づく毎年度の実施計画策定時に、費用対効果の面からも厳しい見直しを行い、歳出全般の効率化を図るとともに、関係法令等に則り、適正かつ迅速な行財政運営に資する取組指針として効果的・効率的な推進と活用を図ってまいります。

令和2年8月

奥多摩町長 師岡伸公

I 策定の趣旨

本町は、平成27年度に5か年間の第4次行政改革大綱を策定し、住民生活の維持・向上を実現できる持続可能で身の丈にあった健全な財政運営の確立を目指し、3つの改革を基本的柱（「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」）とし、行政改革を積極的に進めてきました。しかし、この間、社会情勢の変化や多種多様なライフスタイルの出現、また時代は「平成」から「令和」に移り変わり、本町においては令和元年東日本台風災害からの復旧、復興を進めている中、全世界で大きな脅威となっている新型コロナウイルスの感染拡大など、これまでの行政改革の取り組みによっても、なお町財政は厳しい状況が続いております。

そのような中、本町では令和2年度から、まちづくりの基本指針である「第5期奥多摩町長期総合計画～後期5か年～」がスタートします。まちづくりのキャッチフレーズ「人 森林（もり） 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～ を実現するためには、今後も財源の確保が必要不可欠であり、新たなまちづくりの展開を図りつつ、住民に必要な行政サービスの提供を将来も維持、継続していくためには、真に身の丈に合った財政運営を推進し、持続可能な自立的自治体運営を行うことが必要です。

このような観点に立ち、今後の行財政改革の取り組みについては、引き続き第4次行政改革大綱の基本的柱である「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」を継承し、質の高い住民サービスの提供を図ってまいります。一方で、住民サービスの需要は、今後も様々な分野で拡大していくことが予想され、これからも引き続き質の高い住民サービスを安定して提供していくためには、行政単独の力だけでは限界があり、成果を重視した行政改革を推進するため、「第5期奥多摩町長期総合計画」との整合性を図り、住民、関係団体、企業、あるいは関係人口といった多様な担い手がまちづくりに参画することが必要であり、住民との協働による行政改革を一層推進してまいります。

Ⅱ 第5次行政改革大綱の策定方針

1 第5次行政改革大綱の位置付け

この大綱は、町の最上位計画である「第5期長期総合計画」における将来像の実現に向け、仕事の仕組みや方法、組織の改革等を通じて、施策や事務事業をより効果的・効率的に推進するための取組指針として位置付けます。

2 第5次行政改革大綱の目的と目標

(1) 改革の目的

引き続き、質の高い行政運営と行政サービスの充実・向上を目指すとともに、行政情報の提供と透明性の確保を推進します。

(2) 第5次行政改革大綱の目標

改革の目的を達成するため、2つの目標を掲げます。

①成果を重視した行政改革の推進

「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」の3つの柱を連携させ、成果を重視した行政改革を推進します。

②身の丈にあった健全な財政運営の推進

「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」の3つの柱を連携させ、身の丈にあった健全な財政運営を推進します。

(3) 行政改革のキャッチフレーズ

量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみ」の改革

(4) 第5次行政改革大綱の基本方針

この大綱の目標を達成するため、基本的柱である3つの改革「しごとの改革」、「ひとの改革」、「しくみの改革」に基づき、行政改革に至るプロセスを大切にしつつ、質の高い行政運営と行政サービスの充実・向上を目指します。

Ⅲ 第5次行政改革大綱の基本方針と推進項目

○第5次行政改革大綱の目的を実現するため基本方針・推進項目を策定します。

1 しごとの改革

少子高齢化に伴う、人口減や高齢者の増加により税収等、歳入面の増加が期待しにくく、社会保障費の増大や施設の老朽化対策、あるいは台風等の自然災害による災害復旧や新型コロナウイルス感染症対策等の新たな需要など、歳出抑制については厳しい状況にある中、住民へのサービスはさらに多種・多様化し、複雑化してきております。

このため、「しごとの改革」では、限られた人材と財源の中で創意工夫し、住民皆さんが「何を望み」、町として「何を優先すべきか」を適切に把握・選択するため、従来実施してきた施策の評価等を行い、投資効果の少ない事務事業は見直し、行政経費をできるだけ抑えていく改革を推進します。

(1) 情報共有化の推進と広報・広聴の充実

①各種業務の情報化の推進

限られた職員数の中、業務の電子システム化を推進し、事務事業の効率化、情報共有化等を図るとともに電子文書の運用・管理を徹底させ適正な文書管理を行うとともに情報公開にも対応します。また、住民基本台帳と住民税以外の基幹系システムなどの共同化や西多摩郡4町村の連携を図り、コスト削減に努めます。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課・ 議会事務局	第4次か ら継続実 施	① 各種業務の情報化を推進し、業務システムに係るデータの集約化（クラウド化）等を推進します。	●	●	●	●	●
		② 町議会にタブレット端末を導入し、ペーパーレス化や議会運営の効率化を推進します。	●	●	●	●	●

②広報・広聴の充実

インターネットの普及やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などが広く活用されるようになり、今日の生活の中で情報通信技術は切り離せないものとなっています。

このような中、行政サービスにおいても、町ホームページから各種申請書類などをダウンロードできるようにし、住民サービスの向上を図ります。

また、広く住民の声を受けるために各種計画の策定段階時のパブリックコメントを推進するとともに、住民から直接意見を受ける「町長への手紙」を継続し、住民の声が町政に反映されるよう住民参加を促進します。

（実施計画）

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課・ 教育課	第4次か ら継続実 施	① 町ホームページ行政情報の充実と情報発信	●	●	●	●	●
		② 広報おくたま、奥多摩の教育の充実	●	●	●	●	●
		③ 防災行政用無線のデジタル化及び運用	●	●	●	●	●
		④ パブリックコメントの実施	●	●	●	●	●

(2) 計画的・重点的な財政運営の推進

① 計画的・重点的な財政運営

住民の視点や多様化する質の高い行政サービスを提供するためには、町税等収入の確保が必要不可欠です。しかしながら町税などは、過疎化・少子化による生産年齢人口の減少に伴い、納税義務者が減少し自主財源の確保が課題となっています。

このような厳しい財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に事業を推進するとともに、自主財源の確保や事業の費用対効果を勘案した財政運営を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課及び各課連携	第4次から継続実施	① 現実的な財政状況を踏まえた上での堅実な財政フレーム等の計画づくり	●	●	●	●	●
		② 将来を見据えた基金の計画的積立及び活用	●	●	●	●	●
		③ 歳入規模に応じた実施計画のローリング	●	●	●	●	●

② 指定管理者制度

行政改革の一環として、町有施設を効果的かつ効率的に運用するため、指定管理者制度を活用するとともに、施設の運營業務の外部委託化など、民間活力を活かすことで行政運営の適正化を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課及び施設所管課	第4次から継続実施	① 指定管理者制度の活用	●	●	●	●	●

(3) 財源確保による財政基盤の安定化の推進

① 安定的な財源の確保

町税収入が年々減少していること等により、自主財源の割合を示す財政力指数が低下する一方、歳出は年々増える状況にあります。財源の多くを国・都へ依存している中、歳入の確保と歳出抑制を強力に進め、健全で強固な財政基盤を確立する必要があります。

このため、安定的な財政運営のため、適正な課税を行うとともに、滞納者を出さないための取り組みや、滞納処分を含めた滞納者への対策を引き続き強化します。また、町有財産の適正な管理を行い、未利用となっている町有財産の一層の利活用を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課・住民課及び関係各課	第4次から継続実施	① ふるさと納税制度の活用促進	●	●	●	●	●
		② 適正な課税処理	●	●	●	●	●
		③ 未収金発生抑制の取り組み強化	●	●	●	●	●
		④ 滞納処分を含めた滞納者への徴収強化	●	●	●	●	●

② 公有財産の適正な管理と利活用

公有財産台帳データ等の整備により、効率的に町有財産の把握、管理が行える体制を整え、町有財産の利活用を図ります。

また、多くの公共施設が老朽化する中、適切な維持管理、修繕のため、公共施設等総合管理計画の策定と計画的な施設管理・更新を図ってまいります。

寄付などにより新たに町の財産となった土地等について、財源確保の点からも利活用を進めるとともに将来の維持管理等、負担増にならぬよう計画的な財産の取得・処分を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課及び施設所管課	第4次から継続実施	① 町有財産における公有財産台帳の管理、固定資産台帳の整備	●	●	●	●	●
		② 公共施設等総合管理計画の策定	●	●	●	●	●
		③ 普通財産（町有地等）の利活用	●	●	●	●	●

2 ひとの改革

地方分権の推進や厳しい財政環境のもと、行政改革への取り組みや住民ニーズを踏まえた施策の推進などが図られる中で、更なる職員の資質向上が求められています。特に近年では、業務の専門性や多様な住民ニーズなど従来にない行政サービスが増加しています。

このため、「ひとの改革」では、限られたひとが、最大限の能力を発揮できるようにすることが重要であり、そのような人材を育成することが急務であることから、今後の自治体職員は、単なる実務能力だけでなく、問題意識と課題解決方を立案し、具体的に実現していく政策形成能力が求められていると同時に、近年では住民に説明する能力だけでなくさらには説得する能力が必要であることから、今まで以上に「職員の資質向上」と「人材育成」に取り組み、少数精鋭にして効果的・弾力的に対応できる職員・組織を構築します。また、職員自身の健康維持・増進並びにメンタル面でのトラブル防止に努めます。

(1) 時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成

①職員の意識改革の徹底

地方分権の推進や厳しい財政環境のもと、行政改革への取り組みや住民ニーズを踏まえた施策の推進が図られる中で、職員の資質向上が求められています。

このようなことから、職員の意識改革に向けて、職員研修を充実させ、意識改革を推進するとともに、政策や施策事業の立案にあたり職員の企画能力、法制執務能力の向上を図ります。

また、職員に求められる職務内容も多種多様化するとともに難易度が高まっており、職員自身が健康で職務に専念できるよう明るく健全な職場環境の維持に努めます。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課	第4次から継続実施	① 職員研修制度の充実	●	●	●	●	●
		② 職員の健康意識の向上と適切な職場環境の実現	●	●	●	●	●

②人事評価制度の推進

職員の能力や適性、実績に応じた公平で客観的な評価を行い、給与に反映させるとともに、適材適所の人員配置と人材の有効活用を図るため、人事考課制度の適正な運用及び制度の推進を図ります。また、公平な評価を安定的に継続させるため、新規採用職員並びに評価者に対し研修を実施するとともに日常的なメンタルヘルス・チェックに努めます。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課	第4次から継続実施	① 人事評価制度の運用	●	●	●	●	●

③窓口サービスの更なる充実

窓口業務に関しては、住民基本台帳、戸籍などに限らず、福祉関係などの申請書類の受付も行い、他の係と連携を図り、来庁者が一度ですべての申請ができる「ワンストップ」サービスに努めています。

今後ますます行政サービスが多様化する中で、職員一人ひとりが住民の立場になって笑顔で接し、住民の理解が深まるよう、更なる窓口サービスの向上を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課・住民課	第4次から継続実施	① 接遇研修の充実	●	●	●	●	●
		② 「やさしい・わかりやすい」窓口対応の推進 ・受付対応マニュアルの作成 ・転入者向けガイドブックの作成	●	●	●	●	●

④危機管理体制の強化

住民の生命と財産を守ることは、行政の最も基本的な使命です。特に本町では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）指定箇所が多数あり、大雨となった際には土砂災害の危険から命を守るため、迅速に避難や誘導等を行う必要があります。

このため災害発生時に職員が適切に対応できる体制づくりを確立するとともに、地域防災計画及び災害対策マニュアルに基づき、台風や雪害時に必要となる職員の配備態勢を構築します。

また、災害時、迅速に対応するとともに、危機管理体制を強化するため、危機管理担当職員を配置します。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課	第4次から継続実施	① 災害時等の職員配備態勢の確立 ・台風時における職員配備態勢の作成 ・雪害時における職員配備態勢の作成 ・その他災害時における職員配備態勢の作成	●	●	●	●	●
		② 危機管理担当職員の配置	●	●	●	●	●

3 しくみの改革

地方分権や少子高齢化が急速に進行する中、様々な仕組みが変化しています。このような状況下、住民みなさんが求める行政サービスを実現するためには、町の将来に向けて安定した財源やひと（職員など）の仕組みづくりが必要不可欠です。

このため、「しくみの改革」では、住民皆さんが求める行政サービスを実現するために、サービスの提供者である自治体の機能強化を図るとともに、よりニーズに即したサービスを展開できるよう、各種関係機関と連携することが必要です。今後も民間活力の活用や、住民との協働、新たな課題に対処するための組織運営体制の整備など行い、住民参加型のまちづくりに向け、透明性の高い行政運営を図ってまいります。

(1) 住民と行政による協働体制の構築

①住民と職員とのパートナーシップの増進

住民の各種委員会への参加が低調な状況にあることから、参加しやすい条件の整備や参加の呼びかけを強化する必要があります。また、住民が主体となったまちづくり事業などの制度の充実を図り、住民が主体となったまちづくり活動のあり方を検討する必要があります。

このようなことから住民参加型のまちづくりに向け、分かりやすい行政情報の発信、町の計画づくりや評価に公募住民の参加を促すことにより透明性の高い行政運営を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
関係各課	第4次から継続実施	① 行政情報のわかりやすい情報発信	●	●	●	●	●
		② 各種計画づくりへの住民参加	●	●	●	●	●
		③ まちづくり提案制度の推進	●	●	●	●	●
		④ 行政と地域をつなぐ職員の育成	●	●	●	●	●
		⑤ パブリックコメントの実施	●	●	●	●	●

②自治会との協働の推進

まちづくりを住民と行政が協働で進めるために、自治会単位で組織をつくり、住民と行政の意識を変えることによって元気なまちづくりを推進します。

過疎化等により各種役員等の選出が難しくなっている小河内地区において、地域の負担軽減やコミュニティの維持・活性化を図るため、原、川野、留浦、峰谷の4自治会を小河内自治会に統合します。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
関係各課	第4次から継続実施	① 住民・地域とともに考え、実践する安心・安全対策	●	●	●	●	●
		② 自治委員会議の開催による情報の共有化	●	●	●	●	●

(2)多様な行政需要に対応した柔軟な組織づくり

①役場組織の見直し

役場組織について、地方分権に伴う基礎的自治体の役割の増大や住民ニーズの多様化に対して、簡素で効率的な行政組織を構築するため、組織機構、職員数及び給与の見直しなどを継続して実施します。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課・総務課	第4次から継続実施	① 課・係の新たな枠組みの検討・構築	●	●	●	●	●
		② 事務の民間委託検討や効率化の推進	●	●	●	●	●

②適正な定員管理

第2次行政改革（平成17年度～21年度）、第3次行政改革（平成22年度～26年度）の10か年間において、課・係の統廃合等により職員数をおよそ11%削減しました。しかしながら、今後も地方分権に伴う事務事業の増加や、少子高齢化に伴う新たな事務事業の増加、新たな派遣職員などが見込まれることから、定員管理の考え方を第4次行政改革（平成27年度～令和元年度）から量（人員減）から質（更なる業務の改善）へ移行することとしました。今次の行政改革においても、引き続き適切な定員管理を維持するとともに適切な業務負担割合の実現を図り、再任用職員、会計年度任用職員を含め、適正な人員配置を行います。また、国等の動向に注視しながら今後の定年延長を見据え、必要な対策を進めます。

（実施計画）

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
総務課・ 企画財政 課	第4次か ら継続実 施	① 常勤職員数128名を基準とした枠組み	●	●	●	●	●
		② 会計年度任用職員の適正な人員配置	●	●	●	●	●

*派遣職員内訳

令和2年度 東京都後期高齢者医療広域連合、東京都オリンピック・パラリンピック準備局へ各1名

令和3年度 東京都後期高齢者医療広域連合、東京都オリンピック・パラリンピック準備局へ各1名

令和4年度 東京都後期高齢者医療広域連合へ1名

令和5年度 派遣予定なし

令和6年度 派遣予定なし

③奥多摩病院の経営基盤の充実・強化

奥多摩病院は、患者の総合病院等への専門医療志向や人口の減少等から患者数についても減少傾向が続く状況となっており、地域住民や町を訪れる観光客の安心・安全を確保するためにも安定的な経営を実現することが求められています。また、近年では施設の老朽化も目立ち、施設・設備の修繕や改修も課題となっています。

このようなことから、新奥多摩病院改革プランに基づき、病床利用率を高めるとともに、急性期を過ぎ病状が安定した患者に対して、在宅復帰支援などのため「地域包括ケア病床」の増床や訪問診療、訪問看護の充実などを進め、「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
奥多摩病院	第4次から継続実施	① 職員の意識改革を促し、患者サービスのより一層の充実を図ります。	●	●	●	●	●
		② 医療関連業務の見直しを進め、経営の効率化・健全化に努めます。	●	●	●	●	●

④第三セクター等の改革

町が出資している第三セクター（奥多摩総合開発株式会社）や一般財団法人おくたま地域振興財団及び一般財団法人小河内振興財団の経営状況は、黒字となっていますが、引き続き健全で安定的な財務体質の維持と収益の向上に努めます。また、各出資法人に必要な改善や改革を促し、雇用の場の少ない町にあって、住民の雇用の場の確保と維持・拡大を図っていきます。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課	第4次から継続実施	① 透明性の確保と収益の向上を目指す経営	●	●	●	●	●
		② 公益性の評価	●	●	●	●	●

(3) 身の丈にあった財政の健全化

① 重点的、効率的な財源の配分

過疎化・高齢化等によって税収等が減少していく中、社会保障費や施設の老朽化等による更新需要など、歳出増が避けられない状況が続いていますが、事業の検証や財源の検討を行うことにより、これまで以上に身の丈にあった堅実かつ計画的な財政運営を推進します。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課	第4次から継続実施	① 年度間の財政規模を考慮した事務事業の重要度、優先度に基づく予算措置	●	●	●	●	●
		② 企業・特別会計への繰出金の抑制	●	●	●	●	●

② 身の丈にあった事業の実施

限られた人員（職員数）及び財源の中で、予算を効率的かつ効果的に運用（活用・執行）するため、実状に即した役場組織全体（執行体制）の見直しや適正な業務分担等を行います。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課	第4次から継続実施	① 将来的な財源や事業効果を考慮した事業の選択	●	●	●	●	●
		② 関係部署と連携した執行管理・事業効果の検証	●	●	●	●	●

(4) 公共交通等の維持

① 効率的な運行と補助金の節減

当町の公共交通は、JR青梅線や路線バスなどがあり、これまで観光客の利用は一定数を維持しているものの、住民の利用が低迷する中、路線バスは赤字となっており、毎年町が赤字部分を補填しながら運行を続けています。このため、定期的にバス事業者と勉強会を開催して、バス利用者の増加策の検討や適正で効率的な運行を行うことを目指し、町補助金の節減を図ります。また、これら公共交通を補完するタクシーも台数や利用時間に制限があり、住民の移動手段の確保が課題となっております。一方で、カーシェアの参入が始まり、現在はJRと連携した事業展開も図られています。

しかしながら、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客等の来訪が減少しており、民間事業者の経営も厳しい状況になっています。町では今後さらなる高齢化の進行が見込まれており、地域住民で交通弱者を助けるボランティア制度の推進や民間事業者等との連携を深めながら公共交通等を維持していきます。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課・総務課・福祉保健課	第4次から継続実施	① 効率的にバス路線を維持するため、定期的にバス事業者と勉強会を開催します。	●	●	●	●	●
		② バス利用者の増加策を講じ補助金を削減します。	●	●	●	●	●
		③ ボランティア制度の推進	●	●	●	●	●

(5) 奥多摩創造プロジェクトの推進

①少子化・定住化対策の推進

日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計による「消滅可能性」896自治体が公表されました。この数字は、2010年から30年間での20～39歳の女性人口の予想減少率を基に算出されたもので、奥多摩町はこの減少率が78.1%と高く、消滅の可能性のある自治体として大きく取り上げられたところです。

このようなことから、私たちは総合的な定住化施策を進め、若者等定住促進の総合的環境の整備や出会い・結婚・出産から教育に至るまでの子育て・子育て環境の整備を図ると同時に、魅力ある奥多摩町の情報を発信することが重要です。

そのためには、職員一人ひとりがこの危機的状況を把握し、事務事業の改善や財源の確保に努め、効果的・効率的に重点施策である「奥多摩創造プロジェクト」を推進します。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
若者定住 推進課・ 福祉保健 課	第4次か ら継続実 施	①少子化対策事業の推進 ・出会い、結婚・出産から教育までの子育て・ 子育て環境の整備 ・町独自の子ども・子育て推進事業の充実	●	●	●	●	●
		②定住化対策事業の推進 ・「住みたい・住み続けたい」を実現するた めの環境整備 ・移住・定住応援補助金の拡充 ・若者住宅・いなか暮らし支援住宅の拡充 ・空家の活用事業推進 ・就労相談の充実	●	●	●	●	●
		③土地利用 ・若者定住促進ゾーン・中山間地定住促進ゾ ーン等の利活用	●	●	●	●	●

(6) まちづくりの指標

①奥多摩型住民総幸福度

人口減少問題は奥多摩町の魅力が低下した結果ではありませんが、少子高齢化と人口減少に対応したまちづくりを進める必要があります、これまで以上に地域の活性化によって解決を図る必要があります。

そのためには、「住んで良かった」「住み続けたい」と住民が思えることが重要であることから、「奥多摩型住民総幸福度」を指標として定め、これを行政改革の成果指標としてとらえ、この向上に努めます。

(実施計画)

【◆：検討・準備 ●：実施・継続】

推進課	計画年度	具体的計画（項目）内容	時 期				
			2	3	4	5	6
企画財政課	第4次から継続実施	① 奥多摩型住民総幸福度調査の実施	◆	◆	◆	●	